

洛西ニュータウン創生推進委員会規約

(目的)

第1条 「洛西ニュータウンまちづくりビジョン」(以下「まちづくりビジョン」という。)に示された内容の実現に向け、住民が主体となって洛西ニュータウンのこれからのまちづくりを推進するため、「洛西ニュータウン創生推進委員会」(以下「委員会」という。)を組織する。

(委員会の活動)

第2条 委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくりビジョンの実現のための取組に関する協議及び実施
- (2) 前号の取組等に関する広報
- (3) まちづくりに関する調査、研究
- (4) その他まちづくりの推進のため委員会が必要と認める活動

(組織)

第3条 委員会は、洛西ニュータウン4学区・地域の自治連合会、ラクセーナ商店会、ホテル京都エミナース(株式会社京都コッリーナ)、洛西ケーブルビジョン株式会社、京都市住宅供給公社、洛西ニュータウン病院(医療法人清仁会)、チーム及び京都市西京区役所洛西支所の各代表を委員として構成する。

2 委員会に次の役員を置く。

| | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 監査 | 2名 |

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 役員は、委員の互選とする。なお、会計は委員以外からも選ぶことができるものとし、その場合は会計を委員に加える。

6 委員の任期は1年度とし、再任は妨げない。

7 委員会の活動に関して必要な助言を行うため、委員会にアドバイザーを置く。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に、会議の出席を求めることができる。

3 会議は公開とする。

(チーム等)

第5条 第2条に掲げる委員会の活動にあたり、必要に応じて委員会にチームその他の組織(以下「チーム等」という。)を置くことができる。

2 チーム等は、委員会の決定事項を受け、取組を行う。

3 チーム等に関して必要な事項は別に定める。

(財政)

第6条 本事業の経費は、寄付、補助金、参加費、その他の収入をもって充てる。

2 委員会は、前項の経費をもって運営するとともに、事業収支報告書を作成し、会計監査を受けなければならない。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、当面の間、京都市西京区役所洛西支所に置く。

2 前項の規定にかかわらず、委員会の自主性強化のため住民側事務局を置くことができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成19年6月29日から施行する

附 則

この規約は、平成21年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月15日から施行する。